

**公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、内閣府地方創生推進事務局
及び全国SDGsプラットフォーム連絡協議会の連携協力に関する協定書**

(目的)

第1条 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「甲」という。）、内閣府地方創生推進事務局（以下「乙」という。）及び全国SDGsプラットフォーム連絡協議会（以下「丙」という。）は、SDGsの達成と地域課題の解決を通じた持続可能なまちづくりの実現、及び「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」(以下「博覧会」という。)の成功に向けて、次の条項に従い協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(協定項目)

第2条 本協定において、甲、乙及び丙は、次の協定項目を推進するものとする。

- ① 博覧会に関する情報発信及び参加促進
- ② 持続可能なまちづくりの実現に向けた地方創生SDGsの普及・促進
- ③ その他本協定の目的を達成するために必要な事業

(実施事項)

第3条 協定項目については、実施事項により具体的内容を定める。

(秘密情報の取扱い)

第4条 甲、乙及び丙は、本目的を達成するために知り得た相手方が秘密として指定して開示した情報について厳重に管理し、甲、乙及び丙が協議によって第三者への提供を許可したものを除き、第三者に提供してはならない。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上定める。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定書締結の日の属する年度末までとする。ただし、有効満了1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから更新しない旨の書面等による意思表示がない限り、同一条件をもって1年間自動的に継続更新されるものとし、以降も同様に扱うものとする。

本協定締結の証として本協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙の署名又は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

2022 年 9 月 6 日

(甲) 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

(乙) 内閣府地方創生推進事務局

(丙) 全国 SDGs プラットフォーム連絡協議会

「公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会、内閣府地方創生推進事務局及び全国 SDGs プラットフォーム連絡協議会との間における連携推進に関する協定書」に係る実施事項

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「甲」という。）、内閣府地方創生推進事務局（以下「乙」という。）及び全国 SDGs プラットフォーム連絡協議会（以下「丙」という。）による掲題の協定（以下「本協定」という。）に関する実施事項を以下のとおり定めることとする。

以下はいずれも、本協定締結時のものであり、今後の状況変化等により必要に応じて、甲、乙及び丙の協議をもって見直しを行うものとする。

1. 「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)(以下「博覧会」という。)に関する情報発信及び参加促進」の取組みについて

- (1) 甲の支援を得つつ乙又は丙が国内外ネットワークを通じて博覧会及び関連事業の広報・普及を行うこと
- (2) 乙又は丙が実施する総会において、甲が推進するテーマフォーラムに対し協力し、取組み内容の発表の場を作ること
- (3) 乙又は丙のプラットフォーム活動において、甲が推進するテーマフォーラムに関する分科会の設置への協力をすること
- (4) 乙又は丙が実施するマッチングイベントにおいて、甲が推進するテーマフォーラムに対し協力し、取組み内容の発表の場を作ること
- (5) 乙又は丙が実施する国際フォーラムにおいて、甲が推進するテーマフォーラムに対し協力し、取組み内容の発表の場を作ること
- (6) 乙又は丙の取組みにおいて、甲が推進する「TEAM EXPO 2025」プログラムの目標に対して協力し、優良な取組みに対して同プログラムに関する情報提供を行うこと

2. 「持続可能なまちづくりの実現に向けた地方創生 SDGs の普及・促進」の取組みについて

- (1) 甲、乙及び丙が地方創生 SDGs に関する事業を共同で実施する又は展開する場合に協力すること
- (2) 甲が実施するテーマフォーラムにおいて、乙及び丙が推進する目標に対し協力すること
- (3) 甲が実施するテーマフォーラム「国際フォーラム」において、乙及び丙が推進する目標に対して協力し、取組み内容の発表の場を作ること
- (4) 甲が実施するテーマフォーラム「EXPO PLL Talks」において、乙及び丙が推進する目標に対して協力し、取組み内容の発表の場を作ること
- (5) 甲が実施する「TEAM EXPO 2025」プログラムにおいて、乙及び丙が推進する目標に対して協力し、優良な取組みに対して乙及び丙に関する情報を提供すること
- (6) 甲が実施する博覧会の場において、乙及び丙が推進する目標に対して協力し、取組内容に係る発表の場の設置について協力すること

3. 「その他、本協定の目的を達成するために必要な事業」の取組みについて

- (1) 甲、乙及び丙は博覧会と関係する SDGs の達成と地域課題の解決において、地方自治体及び企業・団体との連携を共同で推進すること